Tasty Innovator Hacket Ban

第**54**期 定時株主総会 招集ご通知

- 日時 2024年 6 月 13日 (木曜日) 午前 10時 (受付開始 午前 9 時)
- 場所 右川県金沢市高岡町15番1号 金沢市文化ホール (末尾の株主総会会場ご案内図をご参照ください。)
- 相集ご通知 株主総会参考書類 事業報告 計算書類(連結・個別) 監査報告

株式会社八チパン

証券コード 9950

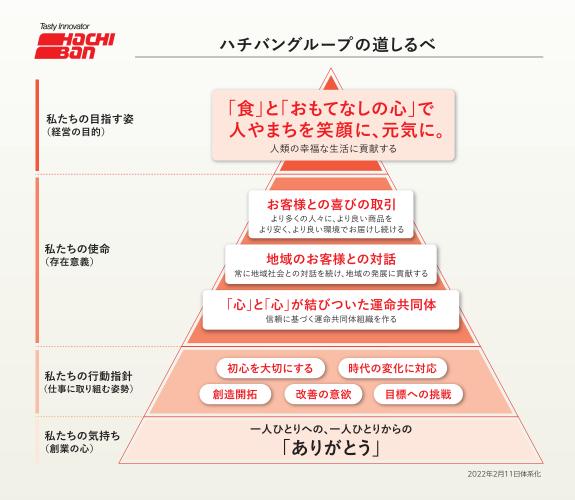


議決権の行使につきましては、「書面(郵送)」 または「インターネット」により事前に行使い ただく方法もございますので、あわせてご検討 ください。

なお、当日はお土産のご用意はございません。

ハチバングループの道しるべ

ハチバングループで働くすべての人が創業の心を大切に、私たちの目指す姿、「『食』と『おもてなしの心』で人やまちを笑顔に、元気に。」の実現に向かい努力を続けてまいります。



ごあいさつ

株主の皆様には、平素より格別のご高配を賜り、心から厚く御礼申しあげます。

令和6年能登半島地震により被災された皆様には、心よりお見舞いを申しあげます。

第54期定時株主総会を6月13日(木)に開催いたしますので、ここに招集ご通知をお届けいたします。 昨年5月、2020年より続いた新型コロナウイルス感染症の位置づけが5類感染症へ移行となり、 地元のお客様だけでなく観光のお客様も含め、人流が活発化いたしました。おかげさまで、前期に続き、今期も増収増益で終えることができ、回復の手ごたえを感じております。これも株主様をはじめ、 地域の皆様、お取引先様、加盟店様、そして従業員といったすべてのステークホルダーの皆様からの 永年にわたるご支援、ご愛顧の賜物であると、心より御礼申しあげます。

一方で、令和6年能登半島地震が発災し、当社の加盟店様の中には、営業停止を余儀なくされる店舗も出ております。未だ再開の目途がたっていない店舗もございますが、一日も早い店舗の復旧と、被災地の復興に向け、全社を挙げて取り組んでまいります。

私たちハチバングループは、これからも地域の皆様とともに、地域に根差した企業として、「『食』と『おもてなしの心』で人やまちを笑顔に、元気に。」をさらに広げ、持続的発展に努めてまいります。 株主の皆様には、一層のご理解とご支援を賜りますようお願い申しあげます。



代表取締役社長

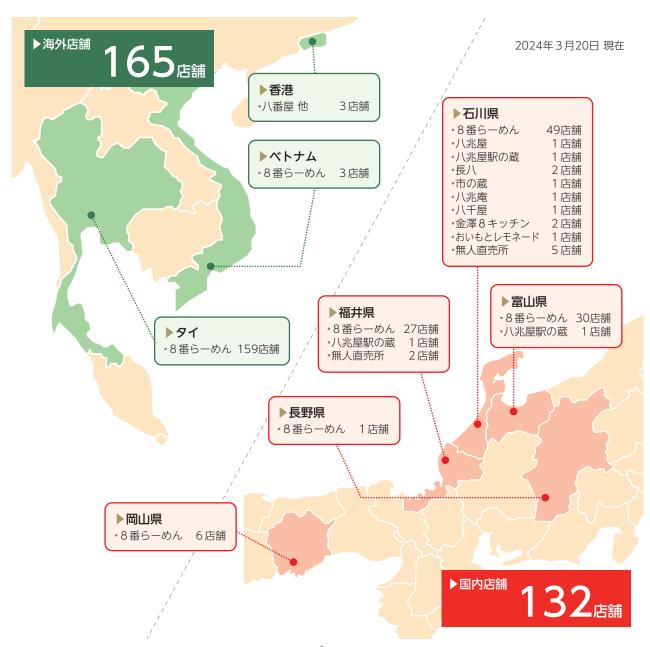
茂丸岛功

お知らせ

従来より株主様へお送りしていた「HACHIBAN GROUP REPORT」は、当社ウェブサイトで掲載いたします。ご高覧のほどお願い申しあげます。

▶当社ウェブサイト https://www.hachiban.co.jp/ir/report.html

当社グループ店舗数の状況



証券コード 9950 (発送日) 2024年5月24日 (電子提供措置の開始日) 2024年5月22日

株主各位

石川県金沢市新神田一丁目12番18号

株式会社八子パン

代表取締役社長 長 丸 昌

第54期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜わり厚く御礼申しあげます。

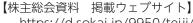
さて、当社第54期定時株主総会を下記により開催いたしますので、ご通知申しあげます。

本株主総会の招集に際しては、株主総会参考書類等の内容である情報(電子提供措置事項)について電子提供 措置をとっており、インターネット上の以下の各ウェブサイトに掲載しておりますので、いずれかのウェブサイ トにアクセスの上、ご確認くださいますようお願い申しあげます。

【当社ウェブサイト】

https://www.hachiban.co.ip

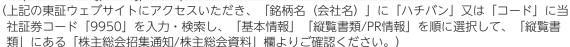
(上記ウェブサイトにアクセスいただき、メニューより「IR情報」を選択いただき、ご確認ください。)



https://d.sokai.jp/9950/teiji/

【東京証券取引所ウェブサイト(東証上場会社情報サービス)】

https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show



なお、当日ご出席されない場合は、インターネット又は書面(郵送)により議決権行使をすることができます ので、お手数ながら株主総会参考書類をご検討のうえ、後述のご案内に従って、2024年6月12日(水曜日)午 後6時までに議決権を行使してくださいますようお願い申しあげます。

敬具

記

- 1. H 2024年6月13日(木曜日)午前10時(受付開始午前9時)
- 2. 場 所 石川県金沢市高岡町15番1号

金沢市文化ホール(末尾の「株主総会会場ご案内図」をご参照ください。)



- 4 -

3. 目的事項

報告事項

- 1. 第54期(2023年3月21日から2024年3月20日まで)事業報告、連結計算書類ならび に会計監査人および監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
 - 2. 第54期(2023年3月21日から2024年3月20日まで)計算書類報告の件

決議事項

第1号議案 剰余金の処分の件

第2号議案 取締役7名選任の件

4. 招集にあたっての決定事項

- (1)書面(郵送)により議決権を行使された場合の議決権行使書において、議案に対する賛否の表示がない場合は、賛成の表示があったものとしてお取り扱いいたします。
- (2)インターネットにより複数回、議決権を行使された場合は、最後に行われた議決権行使を有効なものとしてお取り扱いいたします。
- (3)インターネットと書面(郵送)により重複して議決権を行使された場合は、到着日時を問わず、インターネットによる議決権行使を有効なものとしてお取り扱いいたします。
- (4)代理人により議決権を行使される場合は、議決権を有する他の株主の1名を代理人として株主総会にご出席いただけます。ただし、代理権を証明する書面のご提出が必要となりますのでご了承ください。

以 上

- ◎当日ご出席の際は、お手数ながら本招集ご通知とあわせてお送りする議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申しあげます。
- ◎電子提供措置事項に修正が生じた場合は、上記インターネット上の各ウェブサイトにおいて、その旨、修正前及び修正後の事項を掲載いたします。
- ◎電子提供措置事項について上記の各ウェブサイトにアクセスのうえ、ご確認いただくことを原則とし、基準日までに書面交付請求をいただいた株主様に限り、書面でお送りすることとなりましたが、本株主総会においては、書面交付請求の有無にかかわらず、一律に電子提供措置事項を記載した書面をお送りいたします。

なお、電子提供措置事項のうち、次の事項につきましては、法令及び当社定款第17条の規定に基づき、 お送りする書面には記載しておりません。

- ①連結計算書類の連結注記表
- ②計算書類の個別注記表

したがいまして、本定時株主総会招集ご通知に記載している連結計算書類および計算書類は、監査役が監査報告を、会計監査人が会計監査報告を作成する際に監査した、連結計算書類および計算書類の一部であります。

◎お土産のご用意はございません。



議決権行使についてのご案内

株主総会における議決権は、株主の皆さまの大切な権利です。 株主総会参考書類をご検討のうえ、議決権を行使してくださいますようお願い申しあげます。 議決権を行使する方法は、以下の3つの方法がございます。



株主総会に ご出席される場合

議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。

日時

2024年6月13日 (木曜日) 午前10時 (受付開始:午前9時)



インターネットで議決権を 行使される場合

次ページの案内に従って、議案の賛 否をご入力ください。

行使期限

2024年6月12日 (水曜日) 午後6時入力完了分まで



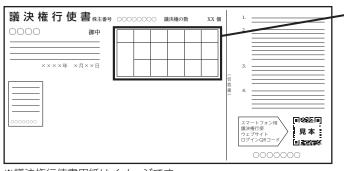
書面(郵送)で議決権を 行使される場合

議決権行使書用紙に議案に対する賛 否をご表示のうえ、ご返送ください。

行使期限

2024年6月12日 (水曜日) 午後6時到着分まで

議決権行使書用紙のご記入方法のご案内



→こちらに議案の賛否をご記入ください。

第1号議案

- 賛成の場合
- 「賛」の欄に〇印
- 反対する場合
- > 「否」の欄に○印

第2号議案

- 全員賛成の場合
- ≫ 「替 | の欄に○印
- 全員反対する場合
- ≫ 「否」の欄に○印
- 一部の候補者を 反対する場合
- 「賛」の欄に〇印をし、 反対する候補者の番号を ご記入ください。

- ※議決権行使書用紙はイメージです。
- ・インターネットおよび書面(郵送)の両方で議決権行使をされた場合は、インターネットによる議決権行使を有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。また、インターネットにより複数回、議決権行使をされた場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使としてお取り扱いなります。
- ・書面(郵送)により議決権を行使された場合の議決権行使書において、議案に対する賛否の表示がない場合は、賛成の表示があったものとしてお取り扱いいたします。

インターネットによる議決権行使のご案内

QRコードを読み取る方法 「スマート行使」

議決権行使コードおよびパスワードを入力することなく議決権行使ウェブサイトにログインすることができます。

1 議決権行使書用紙右下に記載のQRコードを読み取ってください。



※「QRコード」は株式会社デンソーウェーブの登録商標です。

2 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。



「スマート行使」での議決権行使は1回に限り 可能です。

議決権行使後に行使内容を変更する場合は、お手数ですが PC向けサイトへアクセスし、議決権行使書用紙に記載の 「議決権行使コード」・「パスワード」を入力してログイン、 再度議決権行使をお願いいたします。

※QRコードを再度読み取っていただくと、PC向けサイト へ遷移できます。

インターネットによる議決権行使で パソコンやスマートフォン、携帯電話の操作方法などが ご不明な場合は、右記にお問い合わせください。

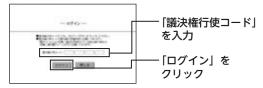
議決権行使コード・パスワードを 入力する方法

議決権行使 ウェブサイト https://www.web54.net

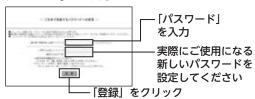
1 議決権行使ウェブサイトにアクセスしてください。



2 議決権行使書用紙に記載された 「議決権行使コード」をご入力ください。



3 議決権行使書用紙に記載された 「パスワード」をご入力ください。



4 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

※操作画面はイメージです。

三井住友信託銀行 証券代行ウェブサポート 専用ダイヤル 電話番号: 0120-652-031 (フリーダイヤル) (受付時間 9:00~21:00)

株主総会参考書類

第1号議案 剰余金の処分の件

剰余金の処分につきましては、以下のとおりといたしたいと存じます。

当社は、事業基盤の確立を図りながら、安定的な利益還元を行うことを基本方針としております。当期の期末配当につきましては、当期の業績、当社グループを取巻く経営環境、今後の事業展開ならびに安定配当の維持等を総合的に勘案いたしまして、1株当たり、普通配当を10円とさせていただきたく存じます。

なお、1株当たり10円の中間配当を既にお支払しておりますので、これを合わせた当期の年間配当金は1株当たり20円となります。

- (1) 配当財産の種類金銭
- (2) 株主に対する配当財産の割当に関する事項およびその総額 当社普通株式1株につき金10円 総額29,791,170円
- (3) 剰余金の配当が効力を生じる日 2024年6月14日(金曜日)

第2号議案 取締役7名選任の件

取締役全員(9名)は、本総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、取締役会においてより機動的に意思決定を行えるよう2名減員し、取締役7名の選任をお願いするものであります。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名(生年月日)	略歴、当社における地位、担当および重要な兼職の状況	所 有 す る 当社株式の数
1	ちょう ^{まる} まさ よし 長 丸 昌 功 (1959年12月9日) 再任	1984年10月 当社入社 2001年11月 金呑事業部長 2002年6月 取締役八兆屋事業部長 2008年3月 営業本部副本部長 2012年3月 執行役員和食事業本部長 2012年6月 常務取締役 2014年3月 執行役員営業本部長兼和食事業部長 2016年3月 代表取締役専務 2020年3月 代表取締役社長(現任) 2020年7月 株式会社ハチバントレーディング(タイランド)取締役(現任)	8,751株

【取締役候補者とした理由】

長丸昌功氏は、当社の営業部門を統括し、事業拡大に取り組んできた実績と豊富な経験を有しており、今後とも経営トップとして、新たな視点に基づく経営全般を担うとともに当社の企業価値向上のために適切な人材として、引き続き取締役候補者といたしました。

【取締役候補者とした理由】

吉村由則氏は、これまで当社の商品開発・購買・生産部門を統括してきた実績と豊富な経験に加え、国内外の営業部門にも精通 しており、今後も当社の企業価値向上のために適切な人材として、引き続き取締役候補者といたしました。

候補者番号	氏名(生年月日)	略歴、当社における地位、担当および重要な兼職の状況	所 有 す る 当社株式の数
3	清 治 洋 (1968年6月20日) 再任	1992年 4 月 株式会社青木建設入社 1998年 9 月 KTC Systems Co.,Ltd. (タイ現地法人) 入社 2002年 1 月 当社入社 (株式会社ハチバントレーディング出向) 2005年 9 月 株式会社ハチバントレーディング次長 (出向) 2005年 9 月 株式会社ハチバントレーディング (タイランド) 社長 (現任) 2010年 9 月 ら一めん事業部海外運営次長 2012年 3 月 執行役員海外運営副部長 2013年 3 月 執行役員海外運営部長 2018年 3 月 執行役員海外事業部長 (現任) 2020年 6 月 取締役 (現任)	一株

【取締役候補者とした理由】

清治洋氏は、海外事業部長として培った豊富な経験および実績を活かし、海外事業を更に発展・展開するとともに、当社の企業価値向上のために適切な人材として、引き続き取締役候補者といたしました。

【取締役候補者とした理由】

杉本貴史氏は、ブランド戦略部長として、マーケティング活動に精通し、当社のマーケティング戦略を企画立案するとともに当社 ブランドの向上に貢献しております。入社以来、和食事業、8番ら一めん事業、業態開発等、多くの営業部門で培った豊富な経験と 知見を有しており、当社の企業価値向上のために適切な人材として、引き続き取締役候補者といたしました。

【取締役候補者とした理由】

後藤晋一氏は、複数他社での勤務や外販事業部長としての経験から、当社主力ブランドである8番ら一めんを発展・展開するとともに、今後も当社の企業価値向上のために適切な人材として、引き続き取締役候補者といたしました。

候補者 号	氏 名 (生年月日) 略歴、当社における地位、担当および重要な兼職の状況		所 有 す る 当社株式の数
6	がり まさ のり 石 川 正 則 (1946年9月25日) 再任 社外	1965年 4 月 プリマハム株式会社入社 1994年 4 月 同社東関東支店長 2004年 4 月 同社生産本部長 2006年 6 月 同社取締役加工食品事業本部長 2010年 6 月 同社常務取締役 2012年 6 月 同社専務取締役 2013年 4 月 同社専務取締役食肉事業分掌 2015年 6 月 当社社外取締役(現任)	896株

石川正則氏は、食品事業会社の経営者としての豊富な経験と広い見識を有しており、食品安全や生産性向上をはじめ幅広く当社の経営に適切な助言と監督をいただいております。また独立した立場から経営の透明性・公正性向上にも貢献いただいております。引き続きこれらの役割を期待し、同氏を社外取締役候補者といたしました。

		1985年 5 月 レブコ株式会社入社	
	うえ むら	1991年 1 月 ニベア花王株式会社マーケティング部ブランドマネージャー	
	植材まゆみ	2001年 3 月 竪町商店街振興組合(石川県金沢市)事務局長	
7	(1962年6月18日)	2004年 6 月 ジョブカフェ石川 センター長	533株
	西グ 社内	2007年 4 月 同エグゼクティブ・アドバイザー	
	再任社社外	2016年 4 月 有限会社情報流通経済研究所取締役企画部長	
		2019年6月 当社社外取締役(現任)	

【社外取締役候補者とした理由および期待される役割の概要】

植村まゆみ氏は、会社役員として経営に携わった経験に加え、マーケティングに関する豊富な経験と知見を有しており、社外取締役として女性目線での商品・サービスの開発やマーケティング活動へのアドバイス、中長期ビジョンへの取り組み等を通じて当社の経営に適切な助言や監督をいただいております。引き続きこれらの役割を期待し、同氏を社外取締役候補者といたしました。

- (注) 1. 石川正則氏、植村まゆみ氏(戸籍上の氏名:金平まゆみ)は社外取締役候補者であります。
 - 2. 石川正則氏および植村まゆみ氏は、現在、当社の社外取締役でありますが、両氏の社外取締役としての在任期間は、本総会終結の時をもって石川正則氏が9年、植村まゆみ氏が5年であります。
 - 3. 当社は石川正則氏、植村まゆみ氏との間で会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額としており、両氏の再任が承認された場合、両氏との当該契約を継続する予定であります。
 - 4. 当社は、保険会社との間で、当社の取締役および監査役(当事業年度中に在任していた者を含む。)を被保険者とする会社 法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結しており、保険料は全額当社が負担しております。 当該保険契約の内容の概要は、被保険者である対象役員が、その職務の執行に関し責任を負うこと又は当該責任の追及に係 る請求を受けることによって生ずることのある損害を該当保険契約により保険会社が填補するものであり、1年毎に契約更 新しております。

なお、当該保険契約では、当社が該当役員に対して損害賠償責任を追及する場合は保険契約の免責事項としており、また、 填補する額について限度額を設けることにより、該当役員の職務の執行の適正性が損なわれないようにするための措置を講 じております。各候補者が取締役に選任され就任した場合は、当該保険契約の被保険者となります。次回更新時には同内容 で更新を予定しております。

- 5. 当社は石川正則氏、植村まゆみ氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出ております。両氏の再任が承認された場合、当社は引き続き両氏を独立役員とする予定であります。
- 6. 各取締役候補者が所有する当社株式の数には、当社役員持株会のうち各取締役候補者の持分を含んでおります。

以上

(ご参考) 本総会終了後の取締役および監査役のスキルマトリックス (予定)

本招集通知記載の取締役候補者を原案どおりご選任いただいた場合の取締役の構成、既に選任されている各監査役も併せ各人のスキルマトリックスは以下のとおりです。

	10001000	12.7 (9 0							
当社における地位 氏名	経営全般	企画・リス クマネジメ ント・法務	ング/商品	製造・生産 技術・調 達・物流	品質保 証/ISO	財務/会計	人材/労務	社会/環境	ΙT
代表取締役社長 長丸 昌功	•		•	•			•		
常務取締役 吉村 由則	•		•	•	•		•		
取締役 清治 洋	•		•				•		
取締役 杉本 貴史			•					•	
取締役 後藤 晋一			•						
社外取締役 石川 正則	•	•	•	•	•			•	
社外取締役 植村 まゆみ			•				•	•	
常勤社外監査役 藺森 成輝	•	•		•	•				•
社外監査役 都築 一隆	•	•				•			
社外監査役 左近 光治	•		•				•	•	
社外監査役 青木 隆		•					•		

(注) このスキルマトリックスは、全ての知見や経験を表すものではありません。 必要に応じて、社外コンサルタント、顧問などの外部人材活用を行っております。

事 業 報 告

(2023年3月21日から) (2024年3月20日まで)

1. 企業集団の現況

(1) 事業の経過およびその成果

当連結会計年度におけるわが国経済は、コロナ禍の収束に伴う個人消費やインバウンド需要の増加等によって経済活動の正常化が進む一方、為替変動、不安定な国際情勢、原材料価格やエネルギーコストの高騰、それに伴う物価上昇による消費者マインドの変化などにより、先行き不透明な状況が続いております。

外食産業におきましては、価格改定に加え、人流回復による消費行動の活発化により、売上高は増加傾向にありますが、光熱費や運送費用、原材料価格の高騰に加え、人手不足に伴う人件費や求人費用などのコスト上昇により、依然として厳しい状況が続いております。

このような状況のなか、当社グループは、当社グループの目指す姿である「『食』と『おもてなしの心』で人やまちを笑顔に、元気に。」の下で、「食の安全・安心」、QSC(品質・サービス・清潔)を徹底するとともに、消費者のライフスタイルの変化に対応し、かつ、上昇を続ける各種コストを低減すべく、新しい商品の開発や既存事業のさらなる効率化を進めております。

店舗数は、国内では新規出店が8店舗、閉店が8店舗、海外では新規出店が12店舗、閉店が3店舗あり、合計297店舗(前連結会計年度末比9店舗増)となっております。その内訳は、国内店舗では、らーめん店舗113店舗、和食店舗9店舗、その他外食3店舗、無人直売所7店舗(合計132店舗)、海外店舗は165店舗であります。

なお、2024年1月1日に発生した令和6年能登半島地震では、当初、ライフラインの不通や断水等で営業困難な店舗が15店舗ありましたが、2024年3月20日現在営業が再開できていない店舗は4店舗となっております。

以上のとおり、原材料価格や各種コストの上昇のほか、令和6年能登半島地震の影響を少なからず受けたものの、人流回復による経済活動の活発化によって売上が回復した結果、当連結会計年度の売上高は6,841百万円(前年同期比6.3%増)、営業収益(売上高と営業収入の合計)は7,623百万円(同7.3%増)となり、営業利益は235百万円(同40.0%増)、経常利益は365百万円(同63.0%増)となりました。また、特別損失として減損損失70百万円のほか関係会社出資金評価損など合計で188百万円を計上しましたが、法人税等調整額(益)△59百万円を計上した結果、親会社株主に帰属する当期純利益は160百万円(同146.3%増)となりました。

セグメント別の経営成績は次のとおりであります。

①外食事業

8番ら一めんフランチャイズチェーンの国内展開を主とするら一めん部門では、冬限定の人気商品「野菜牛もつ煮ら一めん」のほか、若年層向けの「麻辣唐麺」、小松とまとを使用した「トマト冷めん」など10種類の期間限定商品を販売し、客数の増加および新規顧客の獲得に努めました。さらに、金沢工業大学との共同プロジェクトで新メニュー「背脂角煮唐麺」を開発し、店舗・期間限定で販売いたしました。そのほか、早朝営業の店舗向けに朝限定メニューを開発、販売するなど、様々な取り組みを行っております。

和食料理店を展開する和食部門では、観光客等の人流回復によって売上高が回復してきているほか、能 登復興応援メニューとして「蒸し能登かき」を販売しております。そば業態の「八兆庵」では、そばを店 内製麺に変更し、また、串焼き業態の「八千屋」では、銘柄鶏である「恵那どり」を使った焼き鳥などの 鶏料理を提供するなど、新たな価値の創出に取り組んでおります。

以上の結果、外食事業の当連結会計年度の営業収益は5,822百万円(前年同期比3.7%増)、セグメント利益は680百万円(同14.6%増)となりました。

②外販事業

外販事業では、「8番らーめん」ブランドを活用し、付加価値のある商品の開発と提案を行っております。卸販売として地元スーパーマーケット、国内各地の生活協同組合、量販店に販売するとともに、ネット通販「ハチバンeSHOP」や無人直売所で冷凍餃子等を販売しております。

以上の結果、外販事業の当連結会計年度の売上高は649百万円(前年同期比2.7%増)、セグメント損失は38百万円(前年同期セグメント損失11百万円)となりました。

③海外事業

8番ら一めんフランチャイズチェーンの海外展開は、タイでは159店舗、ベトナムでは3店舗の運営を行っております。タイでは売上高が堅調に推移しており、店舗数の拡大に合わせて第2セントラルキッチンを稼働いたしました。加えて、タイでの液体調味料の製造・販売については、売上・利益ともに堅調に推移しております。また、ベトナムではさらに店舗数を拡大すべく事業を進めております。

なお、香港につきましては3店舗の運営を行っておりますが、2024年1月31日に公表したとおり、事業の縮小・撤退を進めております。

以上の結果、海外事業の当連結会計年度の営業収益は1,151百万円(前年同期比33.6%増)、セグメント利益は378百万円(同33.6%増)となりました。

(2) 設備投資の状況

当連結会計年度中において実施いたしました企業集団の設備投資の総額は308百万円であります。 その主なものは、機械装置のほか、店舗の出店、改修であります。

(3) 資金調達の状況

当連結会計年度において、設備投資を目的として長期借入金700百万円を調達しております。

(4) 直前3事業年度の財産および損益の状況

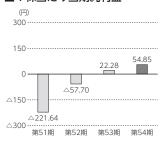
項		単位	第51期 2021年3月期	第52期 2022年3月期	第53期 2023年3月期	第54期 (当連結会計年度) 2024年3月期
営 業	収 益	千円	5,797,411	5,915,070	7,107,283	7,623,792
経常利経常損失	益又は	千円	△514,530	△69,923	224,276	365,669
親会社株主当期純利親会社株主当期純損	に帰属する	千円	△647,596	△168,642	65,178	160,525
1株当たり	当期純利益 株 当 た り	円	△221.64	△57.70	22.28	54.85
純	章 産	千円	3,388,923	3,162,269	3,222,491	3,384,858
総	章 産	千円	5,330,802	5,089,337	4,691,830	5,760,347
1株当たり	ノ純資産額	円	1,159.84	1,081.57	1,101.10	1,156.69

- (注) 1. 1株当たり当期純利益又は1株当たり当期純損失は、期中平均発行済株式数(自己株式数を控除した株式数)に基づき算出しております。
 - 2. 1株当たり純資産額は、期末発行済株式総数(自己株式数を控除した株式数)に基づき算出しております。
 - 3. 1株当たり純資産額の算定上、「役員向け株式交付信託」および「従業員向け株式交付信託」が保有する当社株式を 期末発行済株式総数から控除する自己株式に含めております。また、1株当たり当期純利益又は1株当たり当期純損 失の算定上、期中平均株式数の計算において控除する自己株式に含めております。
 - 4. 「収益認識に関する会計基準」 (企業会計基準第29号 2020年3月31日) 等を第53期の期首から適用しており、第 53期以降に係る主要な経営指標等については、当該会計基準等を適用した後の指標等となっております。

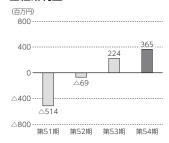
■営業収益



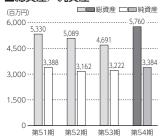
■1株当たり当期純利益



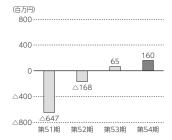
■経常利益



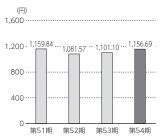
■総資産/純資産



■親会社株主に帰属する当期純利益



■1株当たり純資産額



(5) 対処すべき課題

当社グループが属する外食産業は、人口減少と少子高齢化の進行による市場縮小や人手不足、原材料費やエネルギーコストの高騰など厳しい状況にあり、企業間競争がさらに激しくなるものと予想されます。

このような状況のもと当社グループは、「『食』と『おもてなしの心』で人やまちを笑顔に、元気に。」を経営の目的に掲げ、お客様に安心してご利用いただける「食」の提供に努め、地域の皆様から「食はハチバン」と言っていただけるよう様々な事業活動に取り組んでまいります。具体的には、お客様により多くのご満足を繰り返し感じていただける商品の開発、接客サービスの充実・向上に力を注ぎ、当社の強みである、飲食業としてのチェーンストア・マネジメントと、食品製造卸売業としてのサプライチェーン・マネジメントの二つのチェーン・マネジメントを軸としたブランドマーケティング戦略を展開いたします。

① チェーンストア・マネジメントの展開

- i 8番らーめんフランチャイズチェーンの展開を主とするらーめん部門では、立地環境の変化に対応した既存店のスクラップアンドビルドやリニューアル、ドライブスルー販売方式を併設した店舗の展開のほか、配膳ロボットの導入やテイクアウト、デリバリーのさらなる強化、セルフオーダーシステムやキャッシュレス決済の拡張などの接客サービスの向上により、店舗営業を活性化いたします。
- ii 和食部門では、多様化するお客様のニーズ・利用シーンに応えていくため、付加価値の高い商品の開発や、地域に密着した小型店舗等の開発・出店による展開を行い、新たな和食ビジネスモデルの構築を進めてまいります。

② サプライチェーン・マネジメントの展開

- i 外販事業では、飲食店チェーンでノウハウを培ってきた商品開発提案型サプライヤーとして、付加価値の高い商品の開発と販売の拡大を進めます。また自社ネット通販サイト「ハチバンeSHOP」をより充実させ、中食・内食需要の取り込みにも注力してまいります。
- ii 食品を製造する自社工場では、品質の向上と製造原価低減のため、設備機器と製造プロセス更新による生産性向上を行なうとともに、食品安全マネジメントシステムの国際規格「ISO22000:2018」の要求事項に基づき、より安全・安心な食品の製造に努めてまいります。

③ 海外事業の展開

- i タイ、ベトナムにおける8番ら一めんエリアライセンス契約先企業との関係をより密接にし、事業の 拡大とブランド力の向上に努めるとともに、他の東南アジア地域への展開をにらんでまいります。
- ii ラーメンスープ・エキスの製造・販売においては、製造工場における生産体制の強化と品質管理の向上、新商品の開発に取り組み、販売先の開拓による事業基盤の安定拡大を目指します。

全社的には、組織改革と人財の育成・教育研修に重点を置き、働き甲斐のある職場環境をより整備していくことで、お客様のご期待にお応えするそれぞれの事業展開を確実なものとしてまいります。

(6) 主要な事業内容(2024年3月20日現在)

- ① 飲食店フランチャイズチェーン事業
- ② 飲食店の経営および運営委託業務
- ③ 食品・食品原材料の製造加工および販売
- ④ 食料品および調味料の輸出入および販売

(7) 重要な親会社および子会社の状況

① 親会社の状況 該当事項はありません。

② 重要な子会社等の状況

名 称	資本金	当 社 の 議決権比率	主要な事業内容
株式会社ハチバントレーディング (タ イランド)	10,000千バーツ	100.0%	タイにおける食材等の輸出入
ダブルフラワリングカメリア株式会社	85,225千バーツ	38.6%	タイにおけるスープ・エキスの製 造・販売

(8) 主要な事業所および工場ならびに使用人の状況(2024年3月20日現在)

① 当社の主要な事業所および工場

名	名 称		所	在	地	
本		社	石川県金沢市新神田一丁目12番			
本 社	エ	場	石川県能美郡川北町字田子島308番1号			
セントラ	ルキッ	チン	石川県金沢市西念二丁目20番1号			

② 子会社等の主要な事業所および工場

名	称	所	在	地
香港八番貿	易有限公司	Room908.9TH Decca Indu Kong.	strial,Centre.12 kut S	hing Street,Chai Wan,Hong
株式会社ハチ ィング(タ		2 Premier Place,1st Floor,So Bangkok 10250 Thailand	oi Premier 2,Kwaeng	Nongbon,Khet Prawet,
ダブルフラカメリア		30, Moo 4, Sarangphun, W	angmung, Saraburi, 18	3220 Thailand

③ 店舗

地	」 域	別	直 営	店	加盟店	슴 計
長	野	県			1店	1店
富	Ш	県	八兆屋駅の蔵富山駅店	1店	30店	31店
石	ЛІ	県	8番ら一めん本店・泉ヶ丘店・金沢駅店・・金沢工大前店 ・金沢工大前店 八兆屋金沢駅前店、八兆屋駅の蔵金沢駅店 長八片町店・金沢駅前店、市の蔵近江町市 金澤8キッチン里海店・里山店 八兆庵野々市本町店、八千屋若宮店 キッチンカー「おいもとレモネード」、 無人直売所8番餃子野々市店、窪店、潮洋	5、 万場店、	44店	64店
福	井	県	八兆屋駅の蔵福井駅店 無人直売所8番餃子浅水店、武生西店	3店	27店	30店
岡	Ш	県	8番ら一めんアクロスプラザ児島店	1店	5店	6店
玉	内台	計		25店	107店	132店
9		1			159店	159店
香		港			3店	3店
ベ	ا ا	ナム			3店	3店
海	外台	計			165店	165店

総合計	25店	272店	297店

- (注) 1. 直営店の8番ら一めん金沢工大前店、無人直売所8番餃子潮津店・津幡横浜店・符津店(石川県)、 浅水店、武生西店(福井県)を開店しました。
 - 2. 直営店の8番ら一めん麺座イオンモールかほく店、ペッパーランチイオンモール新小松店・かほく店、 無人直売所8番餃子穴水店(石川県)を閉店しました。
 - 3. 加盟店の8番ら一めん美川インター店(石川県)、下馬店(福井県)を開店しました。
 - 4. 加盟店の8番ら一めんイオン加賀の里店(石川県)、大泉店(富山県)、早島店(岡山県)、岩塚店(愛知県)を閉店しました。
 - 5. 海外では、出店12店舗、閉店3店舗、合計9店舗増加しております。

④ 使用人の状況

イ 企業集団の使用人の状況

事	業部	門	使 用 人 数	前連結会計年度末比増減
外	食 事	業	111 (218) 名	3 名減(20名減)
外	販 事	業	7 (2)名	1 名増(一)
海	外 事	業	12 (-) 名	- (-)
共	通部	門	26 (6) 名	1名減(1名増)
合		計	156 (226) 名	3名減(19名減)

- (注) 1. 使用人数は就業員数 (契約社員、嘱託社員を含み、当社から社外への出向者を除き、社外から当社への出向者を含む。) であり、パートタイマー、派遣社員は () 内に年間の平均人員を外数で記載しております。
 - 2. 共通部門として記載されている従業員数は、特定の事業部門に区分できない管理部門に所属しているものであります。

ロ 当社の使用人の状況

使	用	人	数	前事業年度末比増減	平	均	年	上	平	均	勤	続	年	数
	147	(226)	名	3名減(19名減)			44.4	·歳				13	3.3年	F

(注) 使用人数は就業員数 (契約社員、嘱託社員を含み、当社から社外への出向者を除き、社外から当社への出向者を含む。) であり、パートタイマーは () 内に年間の平均人員を外数で記載しております。

(9) 主要な借入先の状況(2024年3月20日現在)

信	昔				,	入				2	先	借	入		額
株	左	t	会		社	北		陸	金	艮	行			!	千円 500,020
株	左	t	会		社	北		或	金	艮	行				133,328
Ξ	井	住	友	信	託	銀	行	株	式	会	社				131,100
株	式	会	社	: :		菱	U	F	J	銀	行				100,000

2. 株式の状況 (2024年3月20日現在)

(1) 発行可能株式総数 12,832,444株

(2) 発行済株式の総数 3,068,111株 (自己株式 88,994株を含む)

(3) 株主数 6,478名 (前事業年度末比増減247名増)

(4) 大株主の状況(上位10名)

株		Ė	Ė			名	持	株	数	持	株	比	率
株式会	会社日本カ	ストラ	ディ銀	!行(·	信託口	4)		151,200	株			5	% .1
/\ -	チバン	取	引	先	持 株	会		147,396				4	.9
株	式 会	社	北	陸	銀	行		146,746				4	.9
麒	麟 麦	酒	株	式	会	社		138,310				4	.6
В	清 製	粉	株	式	会	社		95,100				3	.2
三井	住 友	信託	銀	行 株	式 会	社		72,200				2	.4
大	和 産	業	株	式	会	社		68,600				2	.3
株 式 :	会社日本	カスト	ディ	銀行	(信託[□)		53,200				1	.8
明治	安田:	生命	保	険 相	互 会	社		51,660				1	.7
後	藤			克		治		44,610				1	.5

(注) 持株比率は自己株式88,994株を控除して計算しており、上位大株主からは除外しております。なお、自己株式88,994株には、「役員向け株式交付信託」および「従業員向け株式交付信託」の信託財産として、株式会社日本カストディ銀行(信託口)が所有する当社株式52,800株は含まれておりません。

(5) その他株式に関する重要な事項

(役員向け株式報酬制度)

当社は、2018年6月14日開催の第48期定時株主総会決議に基づいて導入された、当社取締役(社外取締役を除く。以下同じ。)及び執行役員(委任型)(以下総称して「取締役等」という。)対象の株式報酬制度「役員向け株式交付信託」(以下「本制度」という。)について、2021年6月17日開催の取締役会で本制度の継続と信託期間3年間の延長を決定しました。

本制度は、当社が金銭を拠出することにより設定する信託が当社株式を取得し、当社が各取締役等に付与するポイントの数に相当する数の当社株式が本信託を通じて各取締役等に対して交付される株式報酬制度であります。取締役等に対し給付する株式については、予め信託設定した金銭により将来分も含め取得し、信託財産として分別管理を行います。なお、取締役等が当社株式の交付を受ける時期は、原則として取締役等の退任時であります。

当該信託契約に係る会計処理については、「従業員等に信託を通じて自社の株式を交付する取引に関する実務上の取扱い」(実務対応報告第30号 2015年3月26日)を適用し、当社から信託へ自己株式を処分した時点で処分差額を認識し、信託が保有する株式に対する当社からの配当金及び信託に関する諸費用の純額を貸借対照表に計上しております。

なお、株式会社日本カストディ銀行が保有する当社株式は、純資産の部に自己株式として表示しており、前連結会計年度末の当該自己株式の帳簿価額は96,917千円、株式数は30,400株であり、当連結会計年度末の当該自己株式の帳簿価額は96,917千円、株式数は30,400株であります。

(従業員向け株式報酬制度)

当社は、2020年1月30日開催の取締役会決議に基づき、当社の株価や業績と従業員の処遇の連動性をより高め、経済的な効果を株主の皆様と共有することにより、株価及び業績向上への従業員の意欲や士気を高めるため、従業員に対して自社の株式を交付するインセンティブプラン「従業員向け株式交付信託」制度(以下「本制度」という。)を導入しました。

本制度は、予め当社が定めた従業員株式交付規程に基づき、一定の要件を満たした当社の従業員に対し当社株式を交付する仕組みで、従業員に対し個人の貢献度等に応じてポイントを付与し、一定の条件により受給権の取得をしたときに当該付与ポイントに相当する当社株式を交付します。従業員に対し給付する株式については、予め信託設定した金銭により将来分も含め取得し、信託財産として分別管理を行います。

当該信託契約に係る会計処理については、「従業員等に信託を通じて自社の株式を交付する取引に関する実務上の取扱い」(実務対応報告第30号 2015年3月26日)を適用し、当社から信託へ自己株式を処分した時点で処分差額を認識し、信託が保有する株式に対する当社からの配当金及び信託に関する諸費用の純額を貸借対照表に計上しております。

なお、株式会社日本カストディ銀行が保有する当社株式は、純資産の部に自己株式として表示しており、前連結会計年度末の当該自己株式の帳簿価額は69,888千円、株式数は22,400株であり、当連結会計年度末の当該自己株式の帳簿価額は69,888千円、株式数は22,400株であります。

3. 新株予約権等の状況

該当事項はありません。

4. 会社役員の状況

(1) 取締役および監査役の状況(2024年3月20日現在)

地位	Ī	氏		名	担当および重要な兼職の状況
代表取締役会	長	後 萠	克克	治	
代表取締役社	長	長 オ	l E	功	株式会社ハチバントレーディング(タイランド)取締役
常務取締	役	吉 柞	d	則	執行役員 8番らーめん事業部長
取締	役	舟 山	」 忠	彦	執行役員 管理部長
取締	役	清治	ì	洋	執行役員海外事業部長 株式会社ハチバントレーディング(タイランド)社長
取締	役	杉 2	貴	史	執行役員 ブランド戦略部長
取締	役	後藤	養 晋	_	執行役員 外販事業部長
取締	役	石 川	I Œ	則	
取締	役	植木	ま	ゆみ	
監 査 役 (常 菫	助)	藺 系	₹ 成	輝	
監查	役	都 第		隆	都築公認会計士事務所所長
監查	役	左 近	f 光	治	
監查	役	青オ	7	隆	

- (注) 1. 取締役後藤晋一氏は、代表取締役会長 後藤克治氏の実子であります。
 - 2. 取締役石川正則氏、植村まゆみ氏(戸籍上の氏名:金平まゆみ)は、社外取締役であります。
 - 3. 監査役藺森成輝氏、都築一隆氏、左近光治氏、青木隆氏は、社外監査役であります。
 - 4. 監査役都築一隆氏は公認会計士の資格を有しており、財務および会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
 - 5. 当社は、取締役石川正則氏、植村まゆみ氏および監査役藺森成輝氏、都築一隆氏、左近光治氏、青木隆氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。

6. 2024年3月21日付をもって取締役の担当を次のとおり変更いたしました。

氏			名	変	更	後	変	更	前
吉	村	由	則	常務取締役 執行役員 事業本部長			常務取締役 執行役員 8番らーめ	がある	
後	藤	晋	_	取締役 執行役員 8番らーめん!	事業部長		取締役 執行役員 外販事業部	張	

(2) 責任限定契約の内容の概要

当社は、各社外取締役および各監査役との間で、職務を行うにつき、善意でかつ重大な過失がないときは、会社法第423条第1項の損害賠償責任について、同法第427条第1項に基づき、同法第425条第1項に規定する最低責任限度額を限度とする契約を締結しております。

(3) 役員等賠償責任保険契約の内容の概要等

当社は、保険会社との間で、当社の取締役および監査役(当事業年度中に在任していた者を含む。)を被保険者とする会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結しており、保険料は全額当社が負担しております。

当該保険契約の内容の概要は、被保険者である対象役員が、その職務の執行に関し責任を負うこと又は当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害を当該保険契約により保険会社が填補するものであり、1年毎に契約更新しております。

なお、当該保険契約では、当社が該当役員に対して損害賠償責任を追及する場合は保険契約の免責事項としており、また、填補する額について限度額を設けることにより、当該役員の職務の執行の適正性が損なわれないようにするための措置を講じております。

(4) 事業年度中に退任した役員

	氏	名	I i艮 f	£ ⊟	退任理由	退任時地位
髙	橋	亘	2023年	5月15日	任 期 満 了	社外監査役

(5) 取締役および監査役の報酬等の総額

	報酬等の	報酬等	の 種 類 別	の総額	対象となる
分 分	総額	基本報酬	業績連動 報酬等	非金銭報酬等	役員の員数
取 締 役	127,825千円	110,419千円	_	17,406千円	9名
(うち社外取締役)	(5,172)	(5,172)	_	(-)	(2)
監 査 役 (うち社外監査役)	14,820 (14,820)	14,820 (14,820)	_	_	5 (5)
合 計 (うち社外役員)	142,645 (19,992)	125,239 (19,992)	_	17,406 (-)	1 4 (7)

- (注) 1. 取締役の報酬等の額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。
 - 2. 取締役の報酬限度額は、2007年6月15日開催の第37期定時株主総会において年額180,000千円以内(ただし、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まない。)と決議いただいております。当該定時株主総会終結時点の取締役の員数は8名です。
 - 3. 監査役の報酬限度額は、2007年6月15日開催の第37期定時株主総会において年額36,000千円以内と決議いただいております。当該定時株主総会終結時点の監査役の員数は4名です。

4. 上記報酬等の額には、取締役(社外取締役を除く。)に対する株式報酬制度として、当事業年度に計上した役員株式 給付引当金の繰入額17,406千円が含まれております。本制度にかかる取締役の株式報酬の総額は、2018年6月14日開催の第48期定時株主総会において、年額30百万円以内、株式数の上限を年7,000株以内(社外取締役は付与対象外)と決議しております。当該株主総会終結時点の取締役(社外取締役を除く。)の員数は、6名であります。

(6) 役員報酬等の内容の決定に関する方針等

①当社は、2021年2月1日開催の取締役会において、取締役の個人別の報酬等の内容にかかる決定方針を決議しております。

ア. 基本方針

- ・報酬体系は、経営方針に従い各役員が継続的かつ中長期的な業績向上へのモチベーションを高めるとともに、企業価値の増大に資するものとする。
- ・報酬水準は、当社の発展を担うべく人材を確保・維持できる水準とする。
- ・各役員の役割や責任に応じ客観性と公正性を備えた報酬とし、以下の各方針等に従い個別報酬を決定するものとする。
- イ. 取締役の個人別の報酬等の額または算定方法の決定に関する方針
 - ・基本報酬は、月例の固定報酬とし、会社の業績、役位や職責の貢献度に応じて決定する。
 - ・使用人兼務取締役は、使用人分給与は概ね類似する職務に従事する使用人中の相当額として加給する。
 - ・期末時点での業績等を勘案して、役員賞与支給総額を定時株主総会に諮り、個人別配分について取締役会に一任された場合は、代表取締役社長が決定する。
 - ・2009年6月役員退職慰労金制度廃止までの在任期間に対応する退職慰労金を退任時に支給する。
- ウ. 非金銭報酬等の額もしくは数またはその算定方法の決定に関する方針
 - ・株価による変動による利益・リスクを株主様と共有し、中長期的な業績の向上と企業価値の増大に貢献することを目的に、常勤取締役を対象に株式報酬を支給する。
 - ・株式報酬は、在任している者に対し役位に応じて毎月1日にポイントを付与し、退任後に株式を交付する。
- 工. 金銭報酬等または非金銭報酬等の額の取締役の個人別の報酬等の額に対する割合の決定方針
 - ・報酬等の種類ごとの比率の目安は、概ね固定報酬:賞与:株式報酬=7:2:1とする。

- オ. 取締役の個人別の報酬等の内容についての決定の方法
 - ・個人別の報酬額については、取締役会決議に基づき、代表取締役社長が各取締役の貢献度等を踏ま え、社外役員会の所見を得て基本報酬の額を決定する。
- ②取締役の個人別の報酬等の決定に係る委任に関する事項
 - ア. 委任を受けた者の地位及び指名 代表取締役社長 長丸昌功
 - イ. 委任された権限の内容 各取締役の基本報酬の額および各取締役の担当事業の業績を踏まえた賞与の評価配分
 - ウ. 権限を委任した理由 当社全体の業績を俯瞰しつつ各取締役の担当事業の評価を行うには、代表取締役社長が最も適しているためであります。
 - エ. 権限が適切に行使されるよう講じた措置 社外役員会の所見を得て基本報酬の額を決定しております。
- ③当事業年度における個人別の報酬等の内容
 - ①イ. 「取締役の個人別の報酬等の額または算定方法の決定に関する方針」に基づき、当該決定方針に沿うものであると取締役会が判断しております。

(7) 当事業年度に支払った役員退職慰労金

当社は、2009年6月17日開催の第39期定時株主総会の終結の時をもって取締役および監査役の役員退職慰労金制度を廃止し、同株主総会終結後引き続いて在任する取締役および監査役に対しては、役員退職慰労金制度廃止までの在任期間に対応する役員退職慰労金を各氏の退任時に贈呈することを決議いたしております。

なお、当事業年度において支払の対象となる退任役員はおりません。

(8) 社外役員に関する事項

- ① 他の法人等の業務執行者としての重要な兼職の状況および当社と当該他の法人等との関係 監査役都築一隆氏は、都築公認会計士事務所の所長であります。当社と同事務所との間に特別な関係 はありません。
- ② 当事業年度における主な活動状況

	活 動 状 況 及 び 社外取締役に期待される役割に関して行った職務の概要
取締役 石 川 正 則	当事業年度に開催された取締役会15回のうち15回に出席いたしました。主に食品事業会社
	の経営経験者(上場企業の役付取締役を経験)としての見地から意見を述べるなど、期待さ
	れる役割に基づき取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための助言・提言を行な
	つております。
取碎机 枝 井 井 本 7.	
┃ 取締役 植村まゆみ	当事業年度に開催された取締役会15回のうち15回に出席いたしました。ビジネス経験(大
	手企業のブランドマネジャーや就労促進事業(第3セクター)管理者などを経験)を活かし
	て、女性目線での商品・サービスの開発やマーケティング活動へのアドバイスなど、期待さ
	れる役割に基づき取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための助言・提言を行な
	っております。
監査役 藺 森 成 輝	当事業年度に開催された取締役会15回のうち15回に出席し、監査役会14回のうち14回に
	出席いたしました。他社の常勤監査役として培ってきた豊富な知識およびビジネス経験等
	(上場企業で情報システム・企画開発・製造などを経験)を当社監査体制に反映し取締役会
	の意思決定の妥当性・適正性を確保するための助言・提言を行なっております。また監査役
	会において、当社の内部監査について適宜、必要な発言を行なっております。
F/	
│ 監査役 都 築 一 隆 │	当事業年度に開催された取締役会15回のうち15回に出席し、監査役会14回のうち14回に
	出席いたしました。公認会計士としての専門的見地から意見を述べております。また監査役
	会において、当社の経理システムならびに内部監査について適宜、必要な発言を行なってお
	ります。
監査役 左 近 光 治	当事業年度に開催された取締役会15回のうち13回に出席し、監査役会14回のうち14回に
	出席いたしました。他社における豊富な知識やビジネス経験等を当社監査体制の充実・強化
	に反映し、取締役の職務の執行を監督する見地で意見を述べております。
上 監査役 青 木 降	2023年6月15日以降に開催された取締役会10回のうち10回に出席し、監査役会10回のう
	510回に出席いたしました。司法警察官出身であり、公正に当社が社会において果たす役
	割を認識し、取締役の職務の執行を監督する見地で意見を述べております。
	司で配碼し、双岬汉が駅がが判りで亜目する兄地で思兄で巡べてのかます。

5. 会計監査人の状況

(1) 名称

太陽有限責任監査法人

(2) 報酬等の額

	支	払	額
当事業年度に係る報酬等の額		20,8	822千円
当社および当社の連結子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額		20,8	822千円

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を区分しておらず、かつ実質的にも区分できないため、当事業年度に係る報酬等の額にはこれらの合計額を記載しています。
 - 2. 監査役会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務施行状況および報酬見積りの算出根拠などが適切であるかどうかについて必要な検証を行なったうえで、会計監査人の報酬等の額について同意の判断をいたしました。

(3) 非監査業務の内容

該当事項はありません。

(4) 会計監査人の解任または不再任の決定方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任または不再任に関する議案の内容を決定いたします。

監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

(5) 責任限定契約の内容の概要

当社と会計監査人太陽有限責任監査法人は、会社法第427条第1項の規定に基づき同法第423条第1項の 損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、会社法第 425条第1項に定める最低責任限度額としております。

(6) 会計監査人が受けた過去2年間の業務の停止の処分に関する事項

当社の会計監査人は、2023年12月26日付で、金融庁から契約の新規の締結に関する業務の停止3カ月 (2024年1月1日から同年3月31日まで)の処分を受けました。

6. 業務の適正を確保するための体制

会社の業務の適正を確保するための体制の整備に関する取締役会決議の内容の概要は以下のとおりであります。

(1) 取締役および使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

- ① 取締役および使用人の職務の執行が法令および定款に適合し、かつ社会的責任および企業倫理を果たすため、コンプライアンス・ポリシー(企業行動基準)を定め、周知徹底させる。
- ② 管理部をコンプライアンス担当部門とし、コンプライアンスの取り組みを全社横断的に統括する。内部 監査部門は、管理部と連携して、コンプライアンスの状況を監査する。
- ③ コンプライアンス担当部門は、定期的にコンプライアンス・プログラムを策定し、実施する。取締役および使用人に対し、コンプライアンスに関する研修、マニュアルの作成・配布を行うこと等により、コンプライアンスの知識を高め、コンプライアンスを尊重する意識を醸成する。
- ④ 内部通報制度による不正行為等の早期発見、是正に務め、通報者に対して情報提供を理由とした不利益な処遇は一切行わない。

(2) 取締役の職務の執行にかかる情報の保存および管理に関する体制

- ① 取締役の職務執行にかかる、重要な意思決定および取締役に対する報告に関する情報は、文書または電磁的媒体(以下、文書等という。)に記録し、保存する。
- ② これらの文書等の作成、保存、閲覧および廃棄等は、文書管理規程その他の社内規程の定めるところに 従い適切に行う。

(3) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- ① リスク管理担当役員を置き、リスク管理を統括する部門を設置する。リスク管理担当部門は、リスク管理規程を定め、リスク管理体制の構築および運用を行う。
- ② コンプライアンス、安全衛生、労働衛生、環境、災害、品質、情報セキュリティ、海外進出先でのカントリーリスク等、各事業部門は、それぞれの部門に属するリスクの管理を行う。各事業部門の長は、定期的にリスク管理の状況を取締役会に報告する。
- ③ 新たに生じたリスクについては、取締役会において速やかに対応責任者および担当部門を定める。

(4) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- ① 取締役会は、経営計画を定め、会社として達成すべき目標を明確化するとともに、取締役ごとに業績目標を明確化し、かつその評価方法を明らかにするものとする。
- ② ITの活用、意思決定プロセスの簡素化等により、意思決定の迅速化を図るとともに、重要な事項については、経営会議体を設置して合議制により慎重な意思決定を行う。

(5) 会社ならびにその親会社および子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

- ① グループ・コンプライアンス・ポリシーを定め、グループ全体のコンプライアンス体制の構築に努める。
- ② 子会社管理の担当部署を置き、子会社管理規程を定め、子会社の状況に応じて必要な管理を行う。また、各グループ会社の経営成績、子会社の取締役等の職務執行に係る事項、その他の重要な情報について、当社への定期的な報告を義務付ける。
- ③ リスク管理担当部門はグループ全体のリスクの評価および管理の体制を適切に構築し、運用する。
- ④ グループ内取引の公正性を保持するため、グループ内取引規程を策定する。グループ内取引については、必要に応じてコンプライアンス担当部門が審査する。

(6) 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項ならびに その使用人の取締役からの独立性に関する事項

- ① 監査役は、使用人に監査業務に必要な事項を命令することができるものとする。
- ② 監査役から監査業務に必要な命令を受けた使用人は、その命令に関して、取締役からの指揮命令を受けないものとする。

(7) 当社および子会社の取締役および使用人が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制

- ① 当社および子会社の取締役および使用人は、会社に重大な損失を与える事項が発生しまたは発生する恐れがあるとき、取締役および使用人による違法または不正な行為を発見したとき、その他監査役会が報告すべきものと定めた事項が生じたときは、監査役に報告する。
- ② 事業部門を担当する取締役は、監査役会と協議のうえ、定期的または不定期に、担当する部門のリスク管理体制について報告するものとする。
- ③ 監査役は、必要に応じて業務執行に関する報告、説明または関係資料の提出を当社および子会社の取締役および使用人に求めることができる。

(8) その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- ① 取締役および使用人の監査役監査に対する理解を深め、監査役監査の環境を整備するよう努める。
- ② 監査役会と代表取締役との間の定期的な意見交換会を設定する。
- ③ 監査役への報告を行った当社および子会社の取締役および使用人に対し、当該報告をしたことを理由とした不利な取扱いは行わない。
- ④ 監査役がその職務の執行について生ずる費用の前払いまたは償還等の請求をしたときは、当該監査役の職務の執行に必要でないと認められた場合を除き、所定の手続に従い、これに応じる。

(9) 財務報告の信頼性を確保するための体制

当社および子会社は、財務報告の信頼性を確保するため、金融商品取引法その他の関係法令等に基づき 有効かつ適切な内部統制の整備および運用する体制を構築するとともに、その体制について適正に機能 することを継続的に評価し、必要な是正措置を行う。

(10) 反社会的勢力排除に向けた体制

- ① 暴力団排除条例に基づき、市民社会の秩序や安全に脅威を与え、企業の健全な発展を阻害する反社会的勢力に対しては、断固たる姿勢で臨み、一切の関係を遮断し、不当な要求は拒絶する。
- ② コンプライアンス・ポリシー(行動基準)の反社会的勢力への対応条項に基づき、社内への周知徹底と実行力のある体制整備の維持・向上に取り組む。

7. 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

(1) 業務の適正を確保するために「行動基準」を定め、社内規程・内部通報の受付窓口とともにこれらを社内ポータルサイトに掲示し、取締役および使用人が法令および諸規程に則った行動をするよう、周知・徹底に努めております。

また、取締役および使用人に対して、ハラスメント未然防止研修の他、集合形式やWebセミナー方式による階層別の研修も開催し、コンプライアンスを尊重する意識の醸成に努めております。

- (2) コンプライアンス経営の強化を目的に「内部通報制度運用規程」を定め、社内ポータルサイトに掲示するとともに、内部通報の受付窓口を社外第三者にも設置することにより、コンプライアンスの実効性向上に努めております。
- (3) 当社グループの全体的なリスク管理体制ならびに内部統制システムの構築及び運用、評価を統括する部門としてリスク統括室を設置するとともに、改善すべき課題を認識したテーマについては、個別にプロジェクトを立ち上げ、全社横断的なメンバーにより解決に注力しております。
- (4) 食品製造拠点である本社工場では、食品安全マネジメントシステムの国際規格「ISO22000:2018」を認証更新し、より安全・安心な食品の製造体制の向上に努めております。 また、更に適用範囲を8番ら一めん泉ヶ丘店に拡大して認証取得し、安全・安心な料理提供に努めております。
- (5) 毎月定例開催する取締役会では、法令・定款に定められた事項に限定せず、取締役会規程・取締役会決議事項細則に基づく幅広い決議事項・報告事項を議案としております。また、毎週初めに開催する常勤取締役および執行役員等からなる定例会議において、業務執行に関しての経営課題や問題意識の共有、迅速な問題解決に当たっております。なお当該会議には、適宜、社外役員も参加しております。

- (6) 海外事業拠点や関係先との更なるコミュニケーション強化としてテレビ会議システムによるリモート会議も活用し、情報の共有、慎重かつ迅速な意思決定の維持向上に努めております。
- (7) 監査役は、取締役会ならびにその他の会議に出席し、取締役の業務執行を監視するとともに、時機に応じて各取締役および重要な使用人と情報交換を行い、経営課題・問題を共有するほか、さまざまな角度から経営をモニターし、取締役の業務執行に対して厳正に対応しております。
 - 毎月定例開催する社外役員会(社外取締役ならびに社外監査役全員で構成)において、経営課題・問題について相互に情報の共有化を行うことで、社外取締役と社外監査役の連携強化を図っております。

連結貸借対照表 (2024年3月20日現在)

科目	金額	科目	金額
(資産の部)		(負債の部)	
流 動 資 産	2,613,832	流 動 負 債	1,499,357
 現 金 及 び 預 金	1,577,771	買 掛 金	338,847
現 並 及 O' 預 並	1,5//,//1	短期借入金	250,072
売 掛 金	623,604	リース債務	4,337
	170,000	未 払 金	302,089
商品及び製品	170,939	未 払 法 人 税 等	29,767
原 材 料 及 び 貯 蔵 品	21,348	賞 与 引 当 金	109,140
		未 払 費 用	291,658
そ の 他	220,167	役員株式給付引当金	43,869
 固定資産	3,146,515	関係会社整理損失引当金	2,364
		店舗閉鎖損失引当金	1,386
有 形 固 定 資 産	2,177,278	機器引取損失引当金	39,840
 建物及び構築物	705,683	その他	85,985
	703,003	固定負債	876,131
機 械 装 置 及 び 運 搬 具	254,436	長期借入金	614,376
	124014		8,989
工具、器具及び備品	134,014	長期未払金 長期預り保証金	10,682
土 地	1,071,028		147,847 41,685
	40.445		42,385
リ ー ス 資 産	12,115		10,165
無形固定資産	88,594	負 債 合 計	2,375,489
		(純資産の部)	2,373,403
投資その他の資産	880,642	株 主 資 本	3,286,496
投資有価証券	350,360	資本金	1,518,454
		資本剰余金	1,093,537
差 入 保 証 金	198,198	利益剰余金	1,111,664
	71,174	自己株式	△437,160
		その他の包括利益累計額	98,357
操 延 税 金 資 産	256,747	その他有価証券評価差額金	47,743
そ の 他	22,545	為替換算調整勘定	50,614
C	22,343	非 支 配 株 主 持 分	4
貸 倒 引 当 金	△18,383	純 資 産 合 計	3,384,858
資 産 合 計	5,760,347	負 債 ・ 純 資 産 合 計	5,760,347

連結損益計算書

(2023年3月21日から) 2024年3月20日まで)

IN		<u> </u>	カラ 1
科		金	額
売 上 -	高		6,841,311
売 上 原	価		4,099,938
売 上 総	利 益		2,741,372
営 業 収	入		782,481
営 業 総	利 益		3,523,854
販売費及び一般管	理費		3,288,513
営業	利 益		235,341
営 業 外 収	益		209,510
受 取 利	息	1,375	
受 取 配	当 金	63,582	
受 取 地 代	家賃	76,060	
為 替 差	益	11,104	
持分法による投	資 利 益	27,045	
その	他	30,341	
営業外費	用		79,182
支 払 利	息	1,301	
·		73,073	
その	他	4,808	
経常	利 益		365,669
特 別 利	益		29,425
固定資産売	却 益	6,413	
補助金	収 入	1,900	
店舗閉鎖損失引当	金戻入額	529	
資 産 除 去 債 務	戻 入 益	20,582	
特別 損	失		188,984
固定資産除		2,205	
減 損 損	失	70,634	
固定資産圧	縮損	1,900	
関係会社出資金	評価損	59,920	
関係会社整理損失引		13,099	
店舗閉鎖損失引当	金繰入額	1,386	
	金繰入額	39,840	
	期純利益	23,010	206,110
法人税、住民税及		105,000	200,110
法人税等調	整額	△59,415	45,584
当期純	利益	23,	160,525
	る 当 期 純 利 益		0
	る 当 期 純 利 益		160,525
	<u>~ — м. п. п. ш.</u>	l .	100,323

連結株主資本等変動計算書

(2023年3月21日から) 2024年3月20日まで)

		株		主		資本					
	資	本 金	資本剰余	金利益	剰 余 金	自 己 株 式	株主資本合計				
2023年3月21日 残高		1,518,454	1,093,53	7	1,010,725	△436,234	3,186,482				
連結会計年度中の変動額											
剰 余 金 の 配 当					△59,586		△59,586				
親会社株主に帰属する当期 純 利 益					160,525		160,525				
自己株式の取得					△925		△925				
株 主 資 本 以 外 の 項 目 の 連結会計年度中の変動額(純額)							_				
連結会計年度中の変動額合計		_		_	100,939	△925	100,014				
2024年3月20日 残高		1,518,454	1,093,5	7	1,111,664	△437,160	3,286,496				

	その他	の 包 括 利 益	累計額		
	その他有価証券 評価差額金	為替換算調整勘定	その他の包括利益 累計額合計	非支配株主持分	純 資 産 合 計
2023年3月21日 残高	11,213	24,792	36,006	3	3,222,491
連結会計年度中の変動額					
剰 余 金 の 配 当					△59,586
親会社株主に帰属する当期 純 利 益					160,525
自己株式の取得					△925
株 主 資 本 以 外 の 項 目 の 連結会計年度中の変動額(純額)	36,530	25,821	62,351	0	62,352
連結会計年度中の変動額合計	36,530	25,821	62,351	0	162,366
2024年3月20日 残高	47,743	50,614	98,357	4	3,384,858

貸 借 対 照 表 (2024年3月20日現在)

科目		金額	科目	金額
)		(負債の部)	
流 動 資 産		2,307,161	流 動 負 債	1,401,785
 現金及び預	金	1,390,703	買掛金	248,352
			1年内返済予定の長期借入金	250,072
売 掛	金	517,089	リース債務	4,337
商 品 及 び 製	品	157,803	未払業額	303,329
原 材 料 及 び 貯 蔵	品	21,348	未 払 法 人 税 等 賞 与 引 当 金	25,784 109,140
			未払費用	288,489
前払費	用	59,076		43,869
その	他	161,139	関係会社整理損失引当金	2,364
 固定資産		3,146,230	店舗閉鎖損失引当金	1,386
		2,159,610	機器引取損失引当金	39,840
			一その他	84,819
建	物	669,874	固定負債	868,127
構築	物	37,227	長期借入金 リース債務	614,376 8,989
 機 械 及 び 装	置	238,804	ラップ ス 頃 粉 長 期 未 払 金	10,682
			長期預り保証金	147,847
車 両 及 び 運 搬	具	14,545	役員株式給付引当金	41,685
工具、器具及び備	品	116,014	従業員株式給付引当金	42,385
土	地	1,071,028	そ の 他	2,161
			負 債 合 計	2,269,912
リ ー ス 資	産	12,115	(純資産の部)	2 425 725
無形固定資産		88,961	株 主 資 本 資 本 金	3,135,735 1,518,454
投資その他の資産		897,658	資 本 金 資 本 剰 余 金	1,069,193
 投資有価証	券	186,263	資本準備金	379,685
			その他資本剰余金	689,508
関係会社株	式	167,801	利 益 剰 余 金	985,247
差 入 保 証	金	196,124	その他利益剰余金	985,247
保険積立	金	71,174	固定資産圧縮積立金	147,396
			操越利益剰余金	837,850
操 延 税 金 資	産	272,133	自己株式 原等等等	△437,160
その	他	22,545	評 価 ・ 換 算 差 額 等 その他有価証券評価差額金	47,743 47,743
貸 倒 引 当	金	△18,383	純 資 産 合 計	3,183,478
	計	5,453,391	負債・純資産合計	5,453,391

損益計算書

(2023年3月21日から) (2024年3月20日まで)

	科						金	額
売		ا	E		高			6,081,498
売		上	原		価			3,449,171
	売	上	総	禾	IJ	益		2,632,326
営		業	収		入			782,481
	営	業	総	禾	IJ	益		3,414,808
販	売	費 及 び	一 般	管 理	費			3,213,917
	営	業		利		益		200,890
営		業タ	4	収	益			181,564
	受	取		利		息	497	
	受	取	配	当		金	63,582	
	受	取	地	代	家	賃	76,060	
	為	替		差		益	10,571	
	そ		\circ			他	30,850	
営		業タ	4	費	用			79,182
	支	払		利		息	1,301	
	賃	貸		費		用	73,073	
	そ		の			他	4,808	
	経	常		利		益		303,271
特		別	利		益			29,425
	古	定資	産	売	却	益	6,413	
	補	助	金	収		入	1,900	
		舗 閉 鎖 損		当 金	戻 入	額	529	
	資	産 除 去	· 債	務 戻	入	益	20,582	
特		別	損		失			188,984
	古	定資	産	除	却	損	2,205	
	減	損		損		失	70,634	
	古	定資	産	圧	縮	損	1,900	
	関	係 会 社	出資	金 評		損	59,920	
		係会社整理		引 当 金		額	13,099	
		舗 閉 鎖 損		当 金	繰 入	額	1,386	
		器引取損		当 金	繰入	額	39,840	
	税	引 前		期 純	利	益		143,712
	法	人 税 、 住		及び	事 業	税	97,500	
	法	人税	等	調	整	額	△63,508	33,991
	当	期	純	利	IJ	益		109,721

株主資本等変動計算書

(2023年3月21日から) (2024年3月20日まで)

				株		主		本				
				資 本	剰	余 金	利	益 剰 余	金			
	資	資本金			その他	資本剰余金	その他利	益剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本	
	_		312	資本準備金	資本剰余金	合 計	固定資産 圧縮積立金	繰越利益 剰余金	合 計		合 計	
2023年3月21日 残高	1,	518,	454	379,685	689,508	1,069,193	147,396	787,715	935,112	△436,234	3,086,525	
事業年度中の変動額												
剰余金の配当								△59,586	△59,586		△59,586	
当 期 純 利 益								109,721	109,721		109,721	
自己株式の取得										△925	△925	
株主資本以外の 項目の事業年度中 の変動額(純額)											-	
事業年度中の変動額合計			_	_	_	_	_	50,135	50,135	△925	49,209	
2024年3月20日 残高	1,	518,	454	379,685	689,508	1,069,193	147,396	837,850	985,247	△437,160	3,135,735	

	評	1	T		換	算		差		額		等		Ø:t:	krit 22%	**		≡⊥
	その作	也有 価	証券	評価	差額金	評価	•	換	算	差	額	等	合 計	純	資	産	合	計
2023年3月21日 残高					11,213								11,213					3,097,738
事業年度中の変動額																		
剰余金の配当																		△59,586
当期純利益																		109,721
自己株式の取得																		△925
株主資本以外の 項目の事業年度中 の変動額(純額)					36,530								36,530					36,530
事業年度中の変動額合計					36,530								36,530					85,740
2024年3月20日 残高					47,743								47,743					3,183,478

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告

独立監査人の監査報告書

株式会社ハチバン取締役会御中

2024年5月6日

太陽有限責任監査法人北 陸 事 務 所

指定有限責任社員業務執行社員

公認会計士 石 原 鉄 也 印

指定有限責任社員 業務執行社員

公認会計士 南波洋行 印

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社ハチバンの2023年3月21日から2024年3月20日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社ハチバン及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における 当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における 職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を 果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての 判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案 し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を 入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の 実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、 継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。 継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起す ること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見 を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象 や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して 責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに 監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じてい る場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

計算書類に係る会計監査人の監査報告

独立監査人の監査報告書

2024年5月6日

株 式 会 社 ハ チ バ ン 取締役会御中

太陽有限責任監査法人 北 陸 事 務 所

指定有限責任社員 公認会計士 石 原 鉄 也 ④ 業務執行社員 公認会計士 石 原 鉄 也

指定有限責任社員 公認会計士 南 波 洋 行 📵

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社ハチバンの2023年3月21日から2024年3月20日までの第54期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書(以下「計算書類等」という。)について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することに ある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を 監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表

示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経 営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての 判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案 し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を 入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継 統企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継 統企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起するこ と、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明す ることが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況に より、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうか とともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を 適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監査役会の監査報告

監 査 報 告 書

当監査役会は、2023年3月21日から2024年3月20日までの第54期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

- 1. 監査役および監査役会の監査の方法およびその内容
 - (1) 監査役会は、当事業年度の監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況および結果について報告を受けるほか、取締役等および会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
 - (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査室、その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集および監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
 - ①取締役会その他重要な会議に出席し、取締役および使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社および主要な事業所において業務および財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役等と意思疎通および情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
 - ②事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制その他株式会社およびその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項および第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容および当該決議に基づき整備されている体制(内部統制システム)について、取締役および使用人等からその構築および運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
 - ③会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視および検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」(会社計算規則第131条各号に掲げる事項)を「監査に関する品質管理基準」(2005年10月28日企業会計審議会)等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告および計算書類(貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書および個別注記表)およびその附属明細書ならびに連結計算書類(連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書および連結注記表)について検討いたしました。

2. 監査の結果

- (1) 事業報告等の監査結果
 - ①事業報告は、法令および定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
 - ②取締役の職務の執行に関する不正の行為または法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
 - ③内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容および取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。
- (2) 計算書類およびその附属明細書の監査結果 会計監査人太陽有限責任監査法人の監査の方法および結果は相当であると認めます。
- (3) 連結計算書類の監査結果 会計監査人太陽有限責任監査法人の監査の方法および結果は相当であると認めます。

2024年5月13日

株式会社ハチバン 監査役会

常勤監査役(社外監査役) 藺 森 成 輝 印

監査役(社外監査役)都築一隆印

監 査 役(社外監査役) 左 近 光 治 ⑩

監査役(社外監査役)青木隆印

以上



地域社会との対話 〜常に地域社会との対話を続け 地域の発展に貢献する〜

社会貢献 手洗いの大切さを教える 「8番出張手洗い教室」を4年ぶりに再開

コロナ禍で中止していた「8番出張手洗い教室」を4年ぶりに再開し、2023年度は北陸3県にある14の保育園と幼稚園、ならびにイベント等で開催しました。

開催後、園や保護者の方々から、「こどもたちが□ずさみながら熱心に手洗いをするようになった」「『バン♪バン♪8番』を歌ったり踊ったりしている」「とても素晴らしい取り組み」「ハチバンがさらに好きになった」など多くのうれしいお声をいただきました。

これからも私たちは、未来を担うこどもたちの健やかな成長の支援に取り組んでまいります。





復興支援 一日も早く お一人でも多くの方にあたたかいラーメンをお届けする

令和6年能登半島地震の発災直後は、建物の損壊や、電気、水道、ガス等のライフラインの不通、交通インフラの途絶による食材供給停止のため、8番ら一めん15店舗が営業停止を余儀なくされました。発災翌日には、事故対策本部を設置し、全社の最優先事項として、災害対策にあたっております。一方で、お一人でも多くの被災された方々にあたたかいラーメンを食べていただき、ひと時でも笑顔になってもらいたいという思いを込めて、炊き出しやチャリティ活動を継続しております。





地元企業として、できる限りの支援を行うことが私たちの使命であると考え、今後も引きつづき、 全社を挙げて復興支援を行ってまいります。

第54期のハチバン

■季節の限定商品

5月22日~ 6月12日~ 5月15日~

「野菜麻辣らーめん」「麻辣唐麺」

「麻辣ざるらーめん」







*3つのシビカラ商品発売

9月1日~

「野菜トマトらーめん」

*福井県産「越のルビー」 使用





3月22日~ 「野菜ゆず塩らーめん」









7 $_{ extstyle =}$

移転改装オープンした「8番らーめん 七尾西店」で自動配膳レーンを導入





4月24日

ベトナム 2号店 「スーバンハン店」オープン





6月28日

北陸3県で、こどもたちに手洗い の大切さを伝える「8番出張 手洗い教室|(全14回)が4年 ぶりに再開





8月10日

8月10日

7月10日~

使用

「トマト冷めん」

*石川県産『小松トマト』

新店の「8番らーめん美川インター 店」で、早朝7時から営業を開始!



4月18日

「8番餃子によく合うビール」 を農業法人有限会社わくわく 手づくりファーム川北と協業 で開発しファミリーマート 北陸エリアで限定販売



8月11日

人気アニメ「君は放課後インソムニア」と [8番ら一めん] がコラボレーションした [8番ら一めん常温麺]を販売開始









11月1日~

「ちゃんぽんらーめん」「チーズ餃子」







「野菜牛もつ煮らーめん」

1月12日~





11月10日

唐麺|を発売。



新店「8番ら一めん金沢工大前店」がオープンし、 2022年から金沢工業大学と取り組んできたプロ ジェクトで企画開発した限定メニュー「背脂角煮

1月31日

タイ159号店 「セントラル・ ナコンサワン店」オープン



12月9日

ベトナム3号店 「イオンモールタンフーセラドン店」 オープン





3月16日

北陸新幹線敦賀延伸! くるふ福井に「8番 ら一めん」と「八兆屋駅 の蔵 が再オープン!



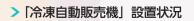


8月17日~20日

「おいもとレモネード」で販売する「ほぼいも」が 「夏のさつまいも博2023」(東京で開催)の来場 者人気投票でネクストブレイク部門第1位を受賞







• 8番らーめん店舗 (19台) 石川 (10) 富山 (5) 福井 (3) 岡山 (1)

• その他 (5台)

JR金沢駅 他4か所



株主総会会場ご案内図

場所

金沢市文化ホール

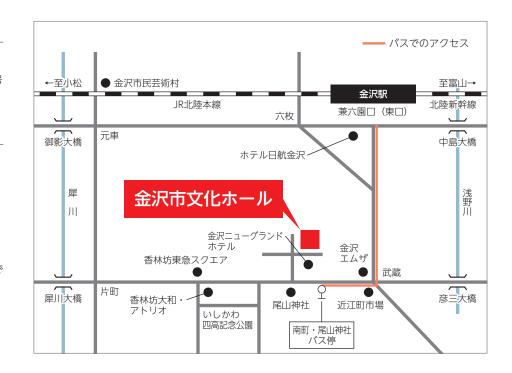
〒920-0864 石川県金沢市高岡町15番1号電話 076-223-1221 (代表)

交通のご案内

■金沢駅 兼六園口(東口) より

- タクシーで約10分
- バスで約15分 香林坊方面のバスを利用し 南町・尾山神社バス停下車 徒歩3分

※来館者用の駐車場を設けておりませんので 公共交通機関をご利用ください。



株主メモ

事 業 年 度 3月21日から翌年3月20日まで

定時株主総会 毎年6月中旬

基 準 日 期末配当:3月20日

中間配当: 9月20日

株主名簿管理人 東京都千代田区丸の内一丁目4番1号

三井住友信託銀行株式会社

同事務取扱場所 〒168-0063 東京都杉並区和泉二丁目8番4号

「郵便物送付先」 電話照会先」 三井住友信託銀行株式会社 証券代行部 電話 0120-782-031(フリーダイヤル) 同取次窓口 三井住友信託銀行株式会社 全国各支店

公告掲載方法 電子公告。ただし、電子公告を行えない事由が

生じたときは日本経済新聞に掲載。

公告掲載URL https://www.hachiban.co.jp

証券コード 9950

(東京証券取引所スタンダード)

株式に関するお手続き

https://www.smtb.jp/personal/procedure/agency/





